

【参考資料】「認定認証業務」と「特定認証業務の5号認定」の基準の比較表

電子署名法	公的個人認証法
<p>電子署名及び認証業務に関する法律</p> <p>（業務の用に供する設備の基準）</p> <p>第四條 法第六條第一項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請に係る業務の用に供する設備のうち電子証明書（利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項（以下「利用者署名検証符号」という。）が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成又は管理に用いる電子計算機その他の設備（以下「認証業務用設備」という。）は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。</p> <p>二 認証業務用設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>三 認証業務用設備は、正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置が講じられ、かつ、当該認証業務用設備の動作を記録する機能を有していること。</p> <p>四 認証業務用設備のうち電子証明書の発行者（認証業務の名称により識別されるものである場合においては、その業務を含む。以下同じ。）を確認するための措置であって第二条の基準に適合するものを行うために発行者が用いる符号（以下「発行者署名符号」という。）を作成し又は管理する電子計算機は、当該発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機であること。</p> <p>五 認証業務用設備及び第一号の措置を講じるために必要な装置は、停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けまいに業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。</p>	<p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</p> <p>（署名検証者等に係る届出等）</p> <p>第十七條 次に掲げる者は、署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったことを確認するため、機構に対して次条第一項の規定による事項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による事項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供を求めようとする場合には、あらかじめ、機構に対し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求めようとする届出をしなければならない。</p> <p>四 電子署名及び認証業務に関する法律第八條に規定する認定認証事業者</p> <p>五 電子署名及び認証業務に関する法律第二條第三項に規定する特定認証業務を行う者であって政令で定める基準に適合するものとして総務大臣が認定する者</p> <p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令</p> <p>（特定認証業務を行う者に係る認定の基準）</p> <p>第八條 法第十七條第一項第五号の政令で定める基準は、特定認証業務を行う者が行う特定認証業務が次の各号のいずれにも該当する特定認証業務の用に供する設備が総務省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>一 特定認証業務に係る電子署名及び認証業務に関する法律第二條第二項に規定する利用者となるための申込みをする者（以下この号において「利用申込者と</p> <p>二 特定認証業務に係る電子署名及び認証業務に関する法律第二條第二項に規定する利用者となるための申込みをする者（以下この号において「利用申込者と</p> <p>三 前号に掲げるものほか、特定認証業務が総務省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。</p>
<p>（利用者の真偽の確認の方法）</p> <p>第五條 法第六條第一項第二号の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 認定業務の利用の申込みをする者（以下「利用申込者」という。）に対し、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二條第一項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、戸籍の謄本若しくは抄本（現住所の記載がある証明書の提示又は提出を求める場合に限る。）若しくは領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明又はこれらに準ずるものとして主務大臣が告示で定める書類の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該利用申込者の真偽の確認を行う方法。ただし、認定業務の利用の申込み又はハに規定する申込みの事実の有無を照会する文書の受取りを代理人が行うことを認めた認定業務を実施する場合においては、当該代理人に対し、その権限を証する利用申込者本人の署名及び押印（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。）がある委任状（利用申込者本人が国外に居住する場合においては、これに準ずるもの）の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該代理人の真偽の確認を行うものとする。</p> <p>イ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券、同法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七條第一項に規定する特別永住者証明書、別表に掲げる官公庁が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード又は官公庁（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）を含む。）がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたもののうちいずれか一以上の提示を求め、かつ、</p> <p>ロ 利用の申込書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（利用申込者が国外に居住する場合においては、これに準ずるもの）の提出を求める方法</p> <p>ハ その他取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者（以下「名宛人等」という。）に限り交付する郵便（次に掲げるいずれかの書類の提示を求め、かつ、当該名宛人等であることの確認を行うことにより交付するものに限る。）又はこれに準ずるものにより、申込みの事実の有無を照会する文書を送付し、これに対する返信を受領する方法</p> <p>(1) イに掲げる書類のいずれか一以上</p> <p>(2) 健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書又は共済年金、恩給等の証書のいずれか二以上</p> <p>(3) (2)に掲げる書類のいずれか一以上及び学生証、会社の身分証明書又は公の機関が発行した資格証明書（イに掲げるものを除く。）であって写真を貼り付けたもののうちいずれか一以上</p> <p>ニ イ、ロ又はハに掲げるものと同等なものとして主務大臣が告示で定める方法</p> <p>二 利用申込者が現に有している電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書に係る電子署名により当該利用申込者の真偽の確認を行う方法</p> <p>2 現に電子証明書を有している利用者が当該電子証明書の発行者に対して新たな電子証明書の利用の申込みをする場合において、当該申込みに係る電子証明書の有効期間が前項に規定する方法により当該利用者の真偽の確認を行って発行された電子証明書の発行日から起算して五年を超えない日までに満了するものであるときは、同項の規定にかかわらず、当該発行者は、当該利用者が現に有している電子証明書に係る電子署名により当該利用者の真偽を確認することができる。</p>	<p>（特定認証業務におけるその他の業務の方法）</p> <p>第二十六條 令第八條第三号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 認定申請者の役員若しくは法第十七條第一項第五号に規定する特定認証業務を統括する者のうちに、法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二條の三第七項及び第三十二條の十一第一項の規定を除く。第二十八條第一号において同じ。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力団員等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。同号において同じ。）に処せられ、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者がいないこと。</p> <p>二 法第十七條第三項の規定により認定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。</p> <p>三 利用申込者（令第八條第二号に規定する利用申込者をいう。）に対し、書類の交付その他の適切な方法により、電子署名の実施の方法及び認定申請者が行う特定認証業務の利用に関する重要な事項について説明を行うこと。</p>
<p>（その他の業務の方法）</p> <p>第六條 法第六條第一項第三号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>電子署名及び認証業務に関する法律</p> <p>（次格条項）</p> <p>第五條 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けられない。</p> <p>一 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二 第十四條第一項又は第十六條第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者</p> <p>三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>一 利用申込者に対し、書類の交付その他の適切な方法により、電子署名の実施の方法及び認証業務の利用に関する重要な事項について説明を行うこと。</p> <p>二 利用申込者の申込みに係る意思を確認するため、利用申込者に対し、その署名又は押印（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。）のある利用の申込書その他の書類の提出又は利用の申込みに係る情報（認定を受けた認定業務（以下「認定認証業務」という。）又はこれに準ずるもの）に係る電子証明書により確認される電子署名が行われたものに限る。）の送信を求め、かつ、</p> <p>三 利用者が電子署名を行うために用いる符号（以下「利用者署名符号」という。）を認証事業者が作成する場合においては、当該利用者署名符号を安全かつ確実に利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者署名符号及びその複製を直ちに消去すること。</p> <p>三の二 利用者署名符号を利用者が作成する場合において、当該利用者署名符号に対応する利用者署名検証符号を認証事業者が電気通信回線を通じて受信する方法によるときは、あらかじめ、利用者識別符号（認定事業者において、一回に限り利用者の識別に用いる符号であって、容易に推測されないように作成されたものをいう。）を安全かつ確実に当該利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者の識別に用いるまでの間、当該利用者以外の者が知り得ないようにすること。</p> <p>四 電子証明書の有効期間は、五年を超えないものであること。</p> <p>五 電子証明書には、次の事項が記録されていること。</p> <p>イ 当該電子証明書の発行者の名称及び発行番号</p> <p>ロ 当該電子証明書の発行日及び有効期間の満了日</p> <p>ハ 当該電子証明書の利用者の氏名</p> <p>ニ 当該電子証明書に係る利用者署名検証符号及び当該利用者署名検証符号に係るアルゴリズムの識別子</p> <p>六 電子証明書には、その発行者を確認するための措置であって第二条の基準に適合するものが講じられていること。</p> <p>七 認証業務に関し、利用者その他の者が認定認証業務と他の業務を誤認することを防止するための適切な措置を講じていること。</p> <p>八 電子証明書に利用者の役職名その他の利用者の属性（利用者の氏名、住所及び生年月日を除く。）を記録する場合においては、利用者その他の者が当該属性についての証明を認定認証業務に係るものと誤認することを防止するための適切な措置を講じていること。</p> <p>九 署名検証者（利用者から電子署名が行われた情報の送信を受け、当該利用者が当該電子署名を行ったものであることを確認する者）をいう。以下同じ。）が電子証明書の発行者を確認するために用いる符号（以下「発行者署名検証符号」という。）その他必要な情報を容易に入手することができるようにすること。</p> <p>十 電子証明書の有効期間内において、利用者から電子証明書の失効の請求があったときは電子証明書に記録された事項に事実と異なるものが発見されたときは、遅滞なく当該電子証明書の失効の年月日その他の失効に関する情報を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録すること。</p> <p>十一 電子証明書の有効期間内において、署名検証者からの求めに応じ自動的に送信する方法その他の方法により、署名検証者が前号の失効に関する情報を容易に確認することができるようにすること。</p> <p>十二 第十号の規定により電子証明書の失効に関する情報を記録した場合においては、遅滞なく当該電子証明書の利用者にその旨を通知すること。</p> <p>十三 認定事業者の連絡先、業務の提供条件その他の認定業務の実施に関する規程を適切に定め、当該規程を電磁的方法により記録し、利用者その他の者からの求めに応じ自動的に送信する方法その他の方法により、利用者その他の者が当該規程を容易に閲覧することができるようにすること。</p> <p>十四 電子証明書に利用者として記録されている者から、権利又は利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあるとの申出があった場合においては、その求めに応じ、遅滞なく当該電子証明書に係る利用者に通知する利用者となるための申込みに係る情報（当該情報について行われた電子署名に係る電磁的記録を含む。）及び当該利用者が当該利用者に係る電子証明書（これらに付帯する情報を含む。）を当該申出を行った者に開示すること。</p> <p>十五 次の事項を明確かつ適切に定め、かつ、当該事項に基づいて業務を適切に実施すること。</p> <p>イ 業務の手順</p> <p>ロ 業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統</p> <p>ハ 業務の一部を他に委託する場合においては、委託を行う業務の範囲及び内容並びに受託者による当該業務の実施の状況を管理する方法その他の当該業務の適切な実施を確保するための方法</p> <p>ニ 業務の監査に関する事項</p> <p>ホ 業務に係る技術に關し充分な知識及び経験を有する者の配置</p> <p>ヘ 利用者の真偽の確認に際して知り得た情報の目的外利用の禁止及び第十二條第一項各号に掲げる帳簿書類の記載内容の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置</p> <p>ト 危機管理に関する事項</p> <p>十六 認証業務用設備により行われる業務の重要度に応じて、当該認証業務用設備が設置された室への立入り及びその操作に関する許諾並びに当該許諾に係る識別符号の管理が適切に行われていること。</p> <p>十七 複数の者による発行者署名符号の作成及び管理その他当該発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置が講じられていること。</p>	<p>（認定申請者におけるその他の業務の方法）</p> <p>第二十六條 令第八條第三号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 認定申請者の役員若しくは法第十七條第一項第五号に規定する特定認証業務を統括する者のうちに、法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二條の三第七項及び第三十二條の十一第一項の規定を除く。第二十八條第一号において同じ。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力団員等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。同号において同じ。）に処せられ、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者がいないこと。</p> <p>二 法第十七條第三項の規定により認定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。</p> <p>三 利用申込者（令第八條第二号に規定する利用申込者をいう。）に対し、書類の交付その他の適切な方法により、電子署名の実施の方法及び認定申請者が行う特定認証業務の利用に関する重要な事項について説明を行うこと。</p> <p>四 利用者署名符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六條第三号に規定する利用者署名符号をいう。以下同じ。）を認定申請者が作成する場合においては、当該利用者署名符号を安全かつ確実に利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者署名符号及びその複製を直ちに消去すること。</p> <p>五 利用者署名符号を利用者が作成する場合において、当該利用者署名符号に対応する利用者署名検証符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第四條第一号に規定する利用者署名検証符号をいう。以下この号及び第五号二において同じ。）を認定申請者が電気通信回線を通じて受信する方法によるときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ定めるものであること。</p> <p>イ 当該利用者から電子署名が行われた情報が送信される場合であって、当該利用者署名符号に対応する利用者署名検証符号を認定申請者に電気通信回線を通じて送信する場合、当該電子署名に係る利用者署名検証符号を認定申請者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者の識別に用いるまでの間、当該利用者以外の者が知り得ないようにすること。</p> <p>ロ イに該当しない場合、あらかじめ、利用者識別符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六條第三号の二に規定する利用者識別符号をいう。）を安全かつ確実に当該利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者の識別に用いるまでの間、当該利用者以外の者が知り得ないようにすること。</p> <p>六 電子証明書の有効期間は、五年を超えないものであること。</p> <p>七 電子証明書には、次の事項が記録されていること。</p> <p>イ 当該電子証明書の発行者の名称及び発行番号</p> <p>ロ 当該電子証明書の発行日及び有効期間の満了日</p> <p>ハ 当該電子証明書の利用者の氏名</p> <p>ニ 当該電子証明書に係る利用者署名検証符号及び当該利用者署名検証符号に係るアルゴリズムの識別子</p> <p>八 電子証明書には、その発行者を確認するための措置であって、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第二条の基準に適合するものが講じられていること。</p> <p>九 認証業務に関し、利用者その他の者が認定申請者が行う特定認証業務と他の業務を誤認することを防止するための適切な措置を講じていること。</p> <p>十 署名検証者（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六條第九号に規定する署名検証者をいう。第十号において同じ。）が電子証明書の発行者を確認するために用いる符号その他必要な情報を容易に入手することができるようにすること。</p> <p>十一 電子証明書の有効期間内において、利用者から電子証明書の失効の請求があったときは電子証明書に記録された事項に事実と異なるものが発見されたときは、遅滞なく当該電子証明書の失効の年月日その他の失効に関する情報を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録すること。</p> <p>十二 電子証明書の有効期間内において、署名検証者からの求めに応じ自動的に送信する方法その他の方法により、署名検証者が前号の失効に関する情報を容易に確認することができるようにすること。</p> <p>十三 第九号の規定により電子証明書の失効に関する情報を記録した場合においては、遅滞なく当該電子証明書の利用者にその旨を通知すること。</p> <p>十四 認定申請者の連絡先、業務の提供条件その他の特定認証業務の実施に関する規程を適切に定め、当該規程を電磁的方法により記録し、利用者その他の者からの求めに応じ自動的に送信する方法その他の方法により、利用者その他の者が当該規程を容易に閲覧することができるようにすること。</p> <p>十五 電子証明書に利用者として記録されている者から、権利又は利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあるとの申出があった場合においては、その求めに応じ、遅滞なく当該電子証明書に係る利用者に通知する利用者となるための申込みに係る情報（当該情報について行われた電子署名に係る電磁的記録を含む。）及び当該利用者が当該利用者に係る電子証明書（これらに付帯する情報を含む。）を当該申出を行った者に開示すること。</p> <p>十六 次の事項を明確かつ適切に定め、かつ、当該事項に基づいて業務を適切に実施すること。</p> <p>イ 業務の手順</p> <p>ロ 業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統</p> <p>ハ 業務の一部を他に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下第二十九條を除き同じ。）をする場合においては、委託を行う業務の範囲及び内容並びに受託者による当該業務の実施の状況を管理する方法その他の当該業務の適切な実施を確保するための方法</p> <p>ニ 業務の監査に関する事項</p> <p>ホ 業務に係る技術に關し充分な知識及び経験を有する者の配置</p> <p>ヘ 利用者の真偽の確認に際して知り得た情報の目的外利用の禁止及び業務に係る帳簿書類の記載内容の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置</p> <p>ト 危機管理に関する事項</p> <p>十七 認証業務用設備により行われる業務の重要度に応じて、当該認証業務用設備が設置された室への立入り及びその操作に関する許諾並びに当該許諾に係る識別符号の管理が適切に行われていること。</p> <p>十八 複数の者による発行者署名符号の作成及び管理その他当該発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置が講じられていること。</p>
<p>（運用基準）</p> <p>一 申請に係る業務の用に供する設備のうち電子証明書（利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項（以下「利用者署名検証符号」という。）が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成又は管理に用いる電子計算機その他の設備（以下「認証業務用設備」という。）は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。</p> <p>二 認証業務用設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>三 認証業務用設備は、正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置が講じられ、かつ、当該認証業務用設備の動作を記録する機能を有していること。</p> <p>四 認証業務用設備のうち電子証明書の発行者（認証業務の名称により識別されるものである場合においては、その業務を含む。以下同じ。）を確認するための措置であって第二条の基準に適合するものを行うために発行者が用いる符号（以下「発行者署名符号」という。）を作成し又は管理する電子計算機は、当該発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機であること。</p> <p>五 認証業務用設備及び第一号の措置を講じるために必要な装置は、停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けまいに業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。</p>	<p>（認定申請者におけるその他の業務の方法）</p> <p>第二十六條 令第八條第三号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 認定申請者の役員若しくは法第十七條第一項第五号に規定する特定認証業務を統括する者のうちに、法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二條の三第七項及び第三十二條の十一第一項の規定を除く。第二十八條第一号において同じ。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力団員等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。同号において同じ。）に処せられ、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者がいないこと。</p> <p>二 法第十七條第三項の規定により認定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。</p> <p>三 利用申込者（令第八條第二号に規定する利用申込者をいう。）に対し、書類の交付その他の適切な方法により、電子署名の実施の方法及び認定申請者が行う特定認証業務の利用に関する重要な事項について説明を行うこと。</p> <p>四 利用者署名符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六條第三号に規定する利用者署名符号をいう。以下同じ。）を認定申請者が作成する場合においては、当該利用者署名符号を安全かつ確実に利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者署名符号及びその複製を直ちに消去すること。</p> <p>五 利用者署名符号を利用者が作成する場合において、当該利用者署名符号に対応する利用者署名検証符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第四條第一号に規定する利用者署名検証符号をいう。以下この号及び第五号二において同じ。）を認定申請者が電気通信回線を通じて受信する方法によるときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ定めるものであること。</p> <p>イ 当該利用者から電子署名が行われた情報が送信される場合であって、当該利用者署名符号に対応する利用者署名検証符号を認定申請者に電気通信回線を通じて送信する場合、当該電子署名に係る利用者署名検証符号を認定申請者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者の識別に用いるまでの間、当該利用者以外の者が知り得ないようにすること。</p> <p>ロ イに該当しない場合、あらかじめ、利用者識別符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六條第三号の二に規定する利用者識別符号をいう。）を安全かつ確実に当該利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者の識別に用いるまでの間、当該利用者以外の者が知り得ないようにすること。</p> <p>六 電子証明書の有効期間は、五年を超えないものであること。</p> <p>七 電子証明書には、次の事項が記録されていること。</p> <p>イ 当該電子証明書の発行者の名称及び発行番号</p> <p>ロ 当該電子証明書の発行日及び有効期間の満了日</p> <p>ハ 当該電子証明書の利用者の氏名</p> <p>ニ 当該電子証明書に係る利用者署名検証符号及び当該利用者署名検証符号に係るアルゴリズムの識別子</p> <p>八 電子証明書には、その発行者を確認するための措置であって、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第二条の基準に適合するものが講じられていること。</p> <p>九 認証業務に関し、利用者その他の者が認定申請者が行う特定認証業務と他の業務を誤認することを防止するための適切な措置を講じていること。</p> <p>十 署名検証者（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六條第九号に規定する署名検証者をいう。第十号において同じ。）が電子証明書の発行者を確認するために用いる符号その他必要な情報を容易に入手することができるようにすること。</p> <p>十一 電子証明書の有効期間内において、利用者から電子証明書の失効の請求があったときは電子証明書に記録された事項に事実と異なるものが発見されたときは、遅滞なく当該電子証明書の失効の年月日その他の失効に関する情報を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録すること。</p> <p>十二 電子証明書の有効期間内において、署名検証者からの求めに応じ自動的に送信する方法その他の方法により、署名検証者が前号の失効に関する情報を容易に確認することができるようにすること。</p> <p>十三 第九号の規定により電子証明書の失効に関する情報を記録した場合においては、遅滞なく当該電子証明書の利用者にその旨を通知すること。</p> <p>十四 認定申請者の連絡先、業務の提供条件その他の特定認証業務の実施に関する規程を適切に定め、当該規程を電磁的方法により記録し、利用者その他の者からの求めに応じ自動的に送信する方法その他の方法により、利用者その他の者が当該規程を容易に閲覧することができるようにすること。</p> <p>十五 電子証明書に利用者として記録されている者から、権利又は利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあるとの申出があった場合においては、その求めに応じ、遅滞なく当該電子証明書に係る利用者に通知する利用者となるための申込みに係る情報（当該情報について行われた電子署名に係る電磁的記録を含む。）及び当該利用者が当該利用者に係る電子証明書（これらに付帯する情報を含む。）を当該申出を行った者に開示すること。</p> <p>十六 次の事項を明確かつ適切に定め、かつ、当該事項に基づいて業務を適切に実施すること。</p> <p>イ 業務の手順</p> <p>ロ 業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統</p> <p>ハ 業務の一部を他に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下第二十九條を除き同じ。）をする場合においては、委託を行う業務の範囲及び内容並びに受託者による当該業務の実施の状況を管理する方法その他の当該業務の適切な実施を確保するための方法</p> <p>ニ 業務の監査に関する事項</p> <p>ホ 業務に係る技術に關し充分な知識及び経験を有する者の配置</p> <p>ヘ 利用者の真偽の確認に際して知り得た情報の目的外利用の禁止及び業務に係る帳簿書類の記載内容の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置</p> <p>ト 危機管理に関する事項</p> <p>十七 認証業務用設備により行われる業務の重要度に応じて、当該認証業務用設備が設置された室への立入り及びその操作に関する許諾並びに当該許諾に係る識別符号の管理が適切に行われていること。</p> <p>十八 複数の者による発行者署名符号の作成及び管理その他当該発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置が講じられていること。</p>